

医 薬 安 発 0 7 3 1 第 2 号
令 和 8 年 7 月 3 1 日

各関係団体長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資材について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知を
発出しましたので、関係各位への周知につきご配慮いただきますようお願いい
たします。



別添

医薬安発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資材について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、平成 29 年 4 月に「高齢者医薬品適正使用検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めており、これまでに「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめてきたところです。

今般、ポリファーマシー対策の考え方・取り組み方をこれまで以上に普及啓発するため、本年 6 月に開催された同検討会での議論を経て、別添 1～4 のとおり、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」に関する普及啓発資材を新たに作成しました。

高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進するため、普及啓発資材について貴管下の医療機関、薬局及び関係団体においてご活用いただきますよう、周知方お願いいたします。